

令和 3 年度

産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(電気設備技術基準国際化調査)

報告書

令和 4 年 1 月

一般社団法人 日本電気協会

緒 言

我が国における規格・基準類の国際整合化に関しては、「規制緩和推進計画について（平成 7 年 3 月 31 日閣議決定）」並びに「規制緩和推進計画の改定について（平成 8 年 3 月 29 日閣議決定）」により、政府より以下の方針が示されている。

- 内需の拡大や輸入の促進、事業機会の拡大等を図り、国際的調和の実現に資する観点より、エネルギー関連分野における規制緩和等を計画的に推進する。

また、資源エネルギー庁の電気事業審議会電力保安問題検討小委員会報告（平成 6 年 12 月）では、以下の方向に沿った技術基準の見直しを提言している。

- 技術進歩、環境変化等により、簡素化しても保安上支障がない条項を整理・削減し、基準を簡素化する。
- 設置者等の利便が向上し、かつ、基準の客観性が確保可能な場合には、機能性基準の視点を導入する。
- 公正・中立と認められる外国の規格、民間規格等を導入する。

このような事情を背景として、「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号、以下「電技省令」と略す）の審査基準については、国際整合化をはかるべく検討を進めてきている。

具体的には、当時の資源エネルギー庁（現産業保安グループ電力安全課）からの依頼によって、一般社団法人日本電気協会は、電技省令の審査基準国際整合化にあたって、IEC 規格（国際電気標準会議規格）取り入れに関する調査検討を行うため、一般社団法人電気学会、一般社団法人電気設備学会の協力を得て、三団体が共同事務局となって「電気設備技術基準国際化委員会（以下、「委員会」と略す）を組織し、平成 8 年 6 月より調査検討を行っている。

「電技省令」ならびに現行の審査基準である「電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」と略す）」の規定に対応する IEC 規格としては、高圧・特別高圧分野の IEC 61936-1（交流 1kV 超過の電力設備）並びに低圧分野の IEC 60364（低圧電気設備）がある。IEC 60364 については平成 11 年 11 月に電技解釈第 272 条（現電技解釈第 218 条）として取り入れられ、続いて、IEC 61936-1 についても平成 22 年 1 月に電技解釈第 272 条の 2（現電技解釈第 219 条）として取り入れが図られた。

このような流れの中で、今年度事業としては、IEC 規格の電技解釈への最新知見の取り込みを目的に、IEC 60364 規格の制改定への対応並びに IEC 60364 規格の活用に向けた調査・検討を行う。

今年度事業における具体的な検討テーマは、以下のとおりである。

（１）IEC 60364 規格群の制改定への対応

- ・ IEC 60364 規格群の制改定への対応
 - 制改定された IEC 60364 規格の電技解釈への取り入れ検討について
 - 取入れ可となった IEC 60364 規格の適用に当たっての課題や制限事項、留意事項等の検討実施による電技解釈への取入れ案の策定について
 - 過去の委託事業で作成された当該規格の逐条解説の見直しについて
- ・ 対応 JIS 化原案の取入れ検討
 - 原案を元に電技解釈への取り入れ可否について

本報告書はこれらの検討結果を取りまとめたものである。

目 次

令和 3 年度 産業保安等技術基準策定研究開発等事業 (電気設備技術基準国際化調査) 報告書

緒言

目次

令和 3 年度 電気設備技術基準国際化調査委員会 事業概要……………	1
令和 3 年度 電気設備技術基準国際化調査委員会 委員構成……………	5
第 1 部 IEC 60364 規格群の制改定への対応……………	8
—電技解釈第 2 1 8 条への取入れ等の検討—	
—用語の検討—	
—対応 JIS 化原案の取入れ検討—	

あとがき

資料編

・ 資料-1: 対応 JIS 化原案の取入れ検討……………	26
-------------------------------	----

令和 3 年度

電気設備技術基準国際化調査委員会 事業概要

令和３年度 電気設備技術基準国際化調査委員会 事業概要

１．事業の目的

WTO／TBT協定により、規格による不必要な貿易障害が起こらないよう、各国の規制等で用いられている規格を国際規格に整合化していくことが求められている。

国は、公共の安全の確保の観点から、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」（以下「省令」という。）と、その補完的役割を担うものとして電気設備に関わる審査基準を記した「電気設備の技術基準の解釈」（以下「電技解釈」という。）を定めており、この省令及び電技解釈と電気分野における国際規格である「IEC（International Electrotechnical Commission：国際電気標準会議）規格」の整合化を図る必要がある。

本事業は、省令で定める保安水準を確保しうる範囲内で電気設備に関わる審査基準としてIEC規格を電技解釈に取り入れ、運用するための課題について検討することを目的とする。

２．事業内容

（１）IEC 60364規格群の制改定への対応

電気使用場所の低圧電気設備の施設について規定したIEC 60364規格群については、すでに電技解釈第218条に取り入れられているが、以降、IEC 60364規格群の改定及び新たな規格の制定が逐次行われている。これに対応するため、本事業では以下の検討を行う。

a．電技解釈第218条への取入れ等の検討

電技解釈第218条へのIEC 60364規格群の取入れに関し次の検討を行う。

- ① 以下に示す改定されたIEC規格について、電技解釈への取入れの可否を検討する。

・ IEC 60364-5-53 Ed. 4. 1 (2020) [改正]

低圧電気設備－第5-53部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器

- ② 前項「①」を踏まえ、取入れ可となったIEC規格については、適用に当たっての課題や制限事項、留意事項等の検討を行った上で電技解釈への取入れ案の策定を行う。
- ③ 取入れ可となったIEC規格について、過去の委託事業で作成された当該規格の逐条解説の見直しや新規の作成を行う。

b．用語の検討

上記a．の結果、取入れ可となったIEC規格において、当該規格中で使用されている主要な用語を抽出し、当該用語の解説を作成する。

- ① IEC 60364規格群の用語検討（抽出・整理・解説作成）
- ② IEC 826部及び第195部との整合性確認

③ 高圧・特別高圧分野との整合性検討

c. 対応 J I S 化原案の取入れ検討

すでに電技解釈第 2 1 8 条に取り込まれている I E C 規格の対応 J I S 化が令和 3 年度に行われる予定であることから、下記について原案を元に、電技解釈への取入れの可否を検討する。

● I E C 6 0 3 6 4 - 4 - 4 1 → J I S C 6 0 3 6 4 - 4 - 4 1

(低圧電気設備－第 4 - 4 1 部：安全保護－感電保護)

● I E C 6 0 3 6 4 - 4 - 4 2 → J I S C 6 0 3 6 4 - 4 - 4 2

(低圧電気設備－第 4 - 4 2 部：安全保護－熱の影響に対する保護)

● I E C 6 0 3 6 4 - 4 - 4 4 → J I S C 6 0 3 6 4 - 4 - 4 4

(低圧電気設備－第 4 - 4 4 部：安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護)

3. 検討体制

(1) 電気設備技術基準国際化調査委員会（本委員会）

- ・学識経験者及び産業界等で構成する本委員会を設置する。
- ・作業会での調査・検討内容を審議し、最終承認を行う。

(2) 作業会

- ・検討対象となる分野に関する専門家で構成する。
- ・事業内容の項目について具体的に調査・検討を行い、その結果を本委員会に報告・提案する。

(3) 主査会

- ・事務局、作業会関係者等で構成する。
- ・検討の方向性や課題調整等を実施する。

(4) 事務局

- ・図 1. 検討体制図のとおり。

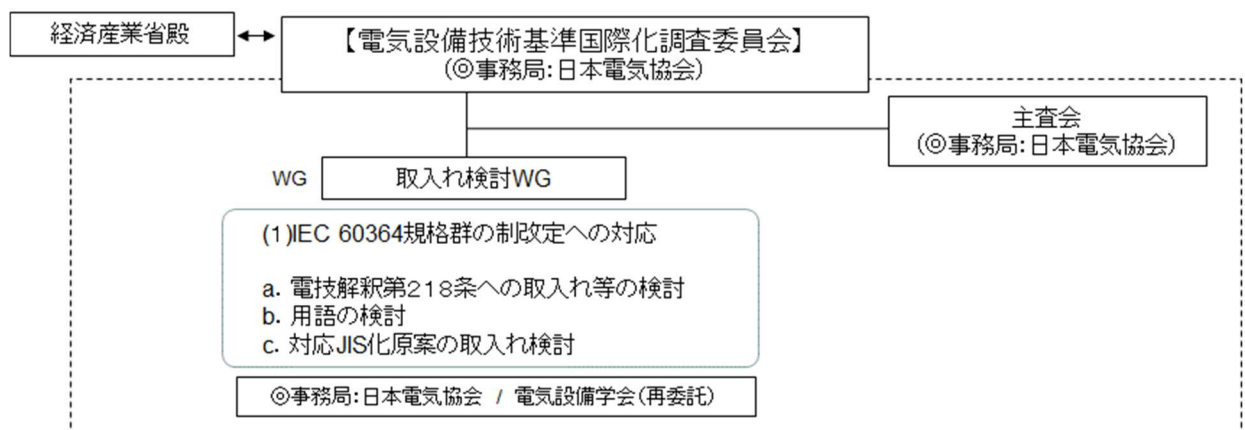


図 1. 検討体制図

4. スケジュール

		R3/7	8	9	10	11	12	R4/1
★本委員会								
(第1回) 調査目的・方法の紹介、方針確認 [令和3年7月16日(金)]	委員会	●						
(第2回) 中間報告 [令和3年11月2日(火)]	委員会					●		
(第3回) 報告書案の最終審議 [令和3年12月23日(木)]	委員会						●	
★報告書作成								
★報告書提出 [期限：令和4年1月21日(金)]								▼
(1) IEC60364規格群の制改定への対応								
(1)-1：IEC60364規格群の制改定への対応 a. 電技解釈第218条への取入れ等の検討 ○電技解釈第218条への取入れ可否の検討 ○電技解釈第218条改正案の提案 ○逐条解説の作成 b. 用語の検討 c. 対応JIS化原案の取入れ検討 ○電技解釈第218条への取入れ可否の検討 ○電技解釈第218条改正案の提案 ○逐条解説の作成	WG		●8/6	●9/3 ●9/17 ●9/24				

令和 3 年度

電気設備技術基準国際化調査委員会 委員構成

令和3年度 電気設備技術基準国際化調査委員会 委員構成

○：途中交代（新任）、△：途中交代（前任）

※：電気設備技術基準国際化調査委員会関係以外の目的での本名簿の使用は禁止させていただきます。

電気設備技術基準国際化調査委員会

委員長	日高 邦彦	東京電機大学
委員長代理	高橋 健彦	関東学院大学
幹事	道下 幸志	静岡大学
委員	阿部 達也	（一社）日本配線システム工業会
委員	石本 和之	（一財）電力中央研究所
委員	小野塚 能文	（株）日本設計
委員	清水 恵一	（一社）日本照明工業会
委員	下川 英男	（一社）電気設備学会
委員	新屋 浩二	（一社）日本電機工業会
委員	竹野 正二	（公社）日本電気技術者協会
委員	都筑 秀明	（一社）日本電気協会
委員	佐藤 克也 △	東京電力パワーグリッド（株）
委員	武井 寛 ○	東京電力パワーグリッド（株）
委員	藤倉 秀美	（一財）電気安全環境研究所
委員	古田 雅久	（株）関電工
委員	松橋 幸雄	全日本電気工事業工業組合連合会
委員	松村 徹	（一社）日本電力ケーブル接続技術協会
委員	三島 康弘 △	（一社）電気学会
委員	中條 孝 ○	（一社）電気学会
委員	柳瀬 孝夫	電気保安協会全国連絡会
委員	横山 繁嘉寿	（一社）日本電線工業会
オブザーバ	中川 幸成	経済産業省産業保安グループ電力安全課
オブザーバ	吉川 真登	経済産業省産業保安グループ電力安全課
オブザーバ	松村 祐輔	経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課
オブザーバ	長谷 亮輔	経済産業省産業技術環境局国際電気標準課
オブザーバ	清水 克紀	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課
オブザーバ	栗原 崇宏	総務省消防庁予防課
事務局	村松 文明	（一社）日本電気協会
事務局	廣瀬 和紀	（一社）日本電気協会
事務局	岡 優奈	（一社）日本電気協会
事務局	萩原 慎	（一社）日本電気協会
事務局	金子 貴之	（一社）日本電気協会
事務局	澤田 明里	（一社）電気設備学会
事務局	谷田 暁子	（一社）電気設備学会
事務局	齋藤 範幸	（一社）電気設備学会
事務局	竹内 美津恵	（一社）電気設備学会

WG：取入れ検討WG

主 査	古田 雅久	(株) 関電工
委 員	一番ヶ瀬 幸雄	(株) 九電工
委 員	井出 一磨	三機工業 (株)
委 員	下川 英男	(一社) 電気設備学会
委 員	竹野 正二	(公社) 日本電気技術者協会
委 員	留目 真行	(株) 関電工
委 員	中山 武右ヱ門	元 (一社) 電気設備学会
委 員	成澤 賢	(株) ユアテック
委 員	村松 文明	(一社) 日本電気協会
委 員	山口 健二	パナソニック (株)
委 員	山本 達也	(株) トーエネック
事務局	澤田 明里	(一社) 電気設備学会
事務局	谷田 暁子	(一社) 電気設備学会
事務局	齋藤 範幸	(一社) 電気設備学会
事務局	竹内 美津恵	(一社) 電気設備学会
事務局	廣瀬 和紀	(一社) 日本電気協会
事務局	岡 優奈	(一社) 日本電気協会

第 1 部

I E C 6 0 3 6 4 規格群の制改定への対応

—電技解釈第 2 1 8 条への取入れ等の検討—

—用語の検討—

—対応JIS化原案の取入れ検討—

【取入れ検討WG】

1. 事業概要

1.1 事業目的

WTO/TBT協定により、規格による不必要な貿易障害が起こらないよう、各国の規制等で用いられている規格を国際規格に整合化していくことが求められている。

国は、公共の安全の確保の観点から、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」（以下「省令」という。）と、その補完的役割を担うものとして電気設備に関わる審査基準を記した「電気設備の技術基準の解釈」（以下「電技解釈」という。）を定めており、この省令及び電技解釈と電気分野における国際規格である「IEC（International Electrotechnical Commission：国際電気標準会議）規格」の整合化を図る必要がある。

本事業は、省令で定める保安水準を確保する範囲内で電気設備に関わる審査基準としてIEC規格を電技解釈に取り入れ、運用するための課題について検討することを目的とする。

1.2 事業内容

(1) IEC 60364規格群の制改定への対応

電気使用場所の低圧電気設備の施設について規定したIEC 60364規格群については、すでに電技解釈第218条に取り入れられているが、以降、IEC 60364規格群の制改定が逐次行われている。

これらの対応のため、以下の検討をする。

a. 電技解釈第 218 条への取入れ可否の検討

以下に示す改定された IEC 規格について電技解釈への取入れ可否を検討する。なお検討にあたっては当該規格の仮訳を作成して原文と併せて用いる。

IEC 60364-5-53 Ed.4.1（2020）：低圧電気設備―第 5-53 部：電気機器の選定及び施工―安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器

b. 電技解釈第 218 条改正案の提案

上記 a. の検討結果を踏まえ、現行の電技解釈第 218 条の改正案を提案する。

なお、適用除外項目については、他の規格における引用箇所も確認する。

c. 逐条解説の作成

電技解釈第 218 条への取入れを可能と判断した規格については、次の観点から逐条解説を作成する。

- 1) 規定内容に対し技術的な視点から解説する。
- 2) 数値的な規定についてはその根拠をできるだけ明らかにする。
- 3) 理解しにくい内容についてはより平易な解説にする。
- 4) 平成 22 年度から令和 2 年度に実施した用語検討の結果を踏まえた内容とする。
- 5) 今回検討対象となっていない IEC 60364 規格群の他の部の改正をも踏まえた内容とする。

d. 用語の検討

電技解釈第 218 条への取入れを可能と判断した規格で使用されている用語について次の手順により整理を行う。

- 1) IEC 60050（国際電気技術用語集[IEV]）規格群には含まれていないが、解説が必要と判断される用語については図や写真等を用いた解説を作成する。
- 2) IEC 60050-826（電気設備）及び IEC 60050-195（接地及び感電保護）に収録された用語との整

合性を確認する。

- 3) 高圧・特別高圧分野の規格である IEC 61936-1（交流 1kV 超の電力設備）で使用する用語との整合性を確認する。

e. 対応 JIS 化原案の取入れ検討

既に電技解釈第 218 条に取り込まれている IEC 規格の対応 JIS 化が令和 3 年度に行われる予定であることから、下記について原案を元に、電技解釈への取入れの可否を検討する。

- 1) IEC 60364-4-41 → JIS C 60364-4-41
- 2) IEC 60364-4-42 → JIS C 60364-4-42
- 3) IEC 60364-4-44 → JIS C 60364-4-44

1.3 実施方法

電気設備の専門家からなる『電気設備技術基準国際化調査委員会作業会（WG）』を構成し、検討を行う。

1.4 作業会の開催状況

作業会（WG）の開催予定、次の通り。

- 第1回 2021年 8月 6日(金)
- 第2回 2021年 9月 3日(金)
- 第3回 2021年 9月17日(金)
- 第4回 2021年 9月24日(金)

2. IEC 60364 規格群の制改定への対応

2.1 検討方法

(1) 電技解釈第 218 条への取入れ可否の検討

a. 検討対象規格等

今年度、検討対象としたのは次の 1 規格である。

この規格は対応 JIS（又は JIS 原案）が作成されていないため、検討に当たっては、仮訳及び原文を用いる。

IEC 60364-5-53 Ed 4.1 (2020) 低圧電気設備—第 5-53 部：電気機器の選定及び施工—
安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器

b. 検討フォーマット

1) 改正規格の場合（対象規格：IEC 60364-5-53）

電技解釈第 218 条への取入れ可否の検討に当たっては、検討対象となる IEC 規格の仮訳に対し、現在の電技解釈第 218 条の該当条項を対応させて、今後の電技解釈第 218 条の改正に当たって、取入れが可能であるか否かの検討を実施し、**第 2.1.1 表**に示す様式に整理する。

第 2.1.1 表 電技解釈第 218 条改正案への取入れ検討の様式（改正の場合）

新しく改正された IEC 60364 規格の仮訳	現在の電技解釈第 218 条に取り入れられた IEC 60364 規格(JIS C 60364)及び仮訳	電技解釈第 218 条改正案への反映
(和文) IEC 60364 新規格	(和文) IEC 60364 旧規格	【改正点の検討】 【整合性評価】 【電技解釈第 218 条改正案への反映】 可 否

2) 制定規格の場合（対象規格：今回なし）

電技解釈第 218 条への取入れ可否の検討に当たっては、検討対象とした IEC 規格の仮訳に対し、電技解釈の対応する各条項等と比較して整合か不整合かを検討し、併せて取入れの可否を検討し、**第 2.1.2 表**に示す様式に整理する。

対象とする基準等は、電技解釈第 3 条から第 217 条まで及び電技省令とする。

第 2.1.2 表 電技解釈第 218 条改正案への取入れ検討の様式（制定の場合）

制定された IEC 60364 規格（仮訳）	対応する電技解釈又は電技省令	電技解釈第 218 条改正案への反映
(和文) IEC 60364	対応する電技解釈条文等	【電技解釈第 218 条改正案への反映】 【整合性評価】 取入れ： 可 否

c. 判断基準

整合又は不整合及び取入れ可否の判断は、原則として**第 2.1.3 表**のとおりとする。

第 2.1.3 表 電技解釈第 218 条改正案への取入れ可否の基準

内 容 等	整合/ 不整合	可/否
① 取入れ対象規格の保安レベルが、現在の電技解釈より高いか同等の場合	整合	可
② 取入れ対象規格の保安レベルが、現在の電技解釈より低い場合、又は、判断が困難な場合	不整合	否
③ 上記②の場合、又は対応する電技解釈がない場合において、対応する電技省令から見て十分な保安レベルを有していると判断できる場合	整合	可
④ 取入れ対象規格が電技省令の範囲外の場合	不整合	否
⑤ 取入れ対象規格が他の法令で規定されている場合		

ただし、上記①～⑤のいずれにも該当しない場合は、その都度判断する。

(2) 検討対象規格の逐条解説の作成

第 2.1.4 表の様式により、取入れ可とした規格について、各箇条を次の手順により検討する。

a. 改正規格の場合

規格が改正の場合は、既存の逐条解説を改正後の規格に照らして、修正又は加筆する。

b. 制定規格の場合

できるだけ分かり易い表現で、新たに逐条解説を作成する。

c. 逐条解説の公表

作成した逐条解説は、可能な範囲で公表できるようにすることを提案する。

第 2.1.4 表 逐条解説の様式

IEC 60364 の和訳	逐 条 解 説	備 考
(和文) IEC 60364	逐条解説内容	

(3) 用語の検討

電技解釈第 218 条への取入れを可とした IEC 規格のうち、IEC 60050（国際電気技術用語集[IEV]）規格群には含まれていないが、解説が必要な用語について、次により解説を作成する。

a. 解説に当っては、**第 2.1.5 表**のフォーマットに取り纏める。

b. 必要に応じ、図や写真等を用いる。

c. IEC 60050-826（電気設備）及び IEC 60050-195（接地及び感電保護）に収録された用語との整合性を確認する。

d. IEC 61936-1（交流 1kV 超過の電力設備）で使用する用語との整合性を確認する。

第 2.1.5 表 用語検討のフォーマット

用語(英文)	用語(訳文)	IEC 60364 における規定箇所
規定 (英文)	規定(訳文)	
【解説】		

(4) 対応 JIS 化原案の取入れ検討

検討は、当該規格の JIS 原案と IEC 規格原文を用い、次により行う。

a. 電技解釈第 218 条への取入れ可否の検討

JIS 原案と IEC 規格とを対比させて整合性を評価し、本文及び本文引用 JIS^{†1} に関し、それぞれについて、次により取入れ可否を検討し、第 2.1.6 表のフォーマットに取りまとめる。

1) 本文

- ① 当該 JIS が IDT^{†2} の場合は、「整合」と判断し、取入れ可とする。
- ② 当該 JIS が MOD^{†3} の場合は、対応する IEC 規格との相違部分について、(1)c. の判断基準に準じ取入れ可否を判断する。
- ③ 当該 JIS が NEQ^{†4} の場合は、対応する省令等と比較して、(1)c. の判断基準に準じ取入れ可否を判断する。

2) 本文引用 JIS

- ① 本文引用 JIS が IDT の場合は、「整合」と判断し、取入れ可とする。
- ② 本文引用 JIS が MOD の場合は、IEC 規格との相違部分について、(1)c. の判断基準に準じ取入れ可否を判断する。
- ③ 本文引用 JIS が NEQ の場合は、IEC 規格の当該部分に対応する省令等と比較して、(1)c. の判断基準に準じ取入れ可否を判断する。

【注】 †1：本文引用 JIS とは、当該 JIS 規格の中で「引用規格」として挙げられている JIS 規格。

(↓ JIS と対応する国際規格との“対応の程度”を表す記号 (ISO/IEC Guide 21-1) について)

†2：IDT とは、identical (一致) 「国際規格と一致している。」

†3：MOD とは、modified (修正) 「国際規格を修正している。」

†4：NEQ とは、not equivalent (同等でない) 「国際規格と同等でない。」

第 2.1.6 表 対応 JIS 化原案の取入れ検討フォーマット

項目		IDT/MOD	本文引用箇所	取入れ検討	
				可/否	理由等
本文					
本文引用					
JIS					

3) 検討方法

本文及び本文引用 JIS が MOD の場合、取入れ検討に当たっては、当該 JIS に添付されている附属書としての「JIS と対応国際規格との対比表」を基本資料とした。

b. 逐条解説の作成

電技解釈第 218 条への取入れを可能と判断した JIS が IDT 以外の場合、対応する IEC 規格と相違する必要性等について解説し、その内容を(2) の検討内容に反映させる。

(5) 電技解釈第 218 条改正原案の作成

上記の検討を踏まえ、現行の電技解釈第 218 条（第 2.1.7 表参照）を改正する場合の原案について提案する。

第 2.1.7 表 電技解釈第 218 条の 218-1 表（令和 3 年 5 月 31 日）

規格番号（制定年）	規 格 名	備考
JIS C 60364-1(2010)	低圧電気設備－第 1 部：基本的原則、一般特性の評価及び用語の定義	132.4, 313.2, 33.2, 35 を除く。
IEC 60364-4-41 (2017)	低圧電気設備－第 4-41 部：安全保護－感電保護	
IEC 60364-4-42 (2014)	低圧電気設備－第 4-42 部：安全保護－熱の影響に対する保護	422 を除く。
JIS C 60364-4-43 (2011)	低圧電気設備－第 4-43 部：安全保護－過電流保護	
IEC 60364-4-44 (2018)	低圧電気設備－第 4-44 部：安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	443, 444, 445 を除く。
JIS C 60364-5-51 (2010)	低圧電気設備－第 5-51 部：電気機器の選定及び施工－一般事項	
IEC 60364-5-52 (2009)	低圧電気設備－第 5-52 部：電気機器の選定及び施工－配線設備	526.3 を除く。
IEC 60364-5-53 (2019)	低圧電気設備－第 5-53 部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	532.2, 534 を除く。
IEC 60364-5-54 (2011)	低圧電気設備－第 5-54 部：電気機器の選定及び施工－接地設備及び保護導体	
IEC 60364-5-55 (2016)	建築電気設備－第 5-55 部：電気機器の選定及び施工－その他の機器	
IEC 60364-6 (2016)	低圧電気設備－第 6 部：検証	
IEC 60364-7-701(2019)	低圧電気設備－第 7-701 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－バス又はシャワーのある場所	注 1
IEC 60364-7-702(2010)	低圧電気設備－第 7-702 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－水泳プール及び噴水	
JIS C 60364-7-703(2008)	建築電気設備－第 7-703 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－サウナヒータのある部屋及び小屋	
IEC 60364-7-704(2017)	低圧電気設備－第 7-704 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－建設現場及び解体現場における設備	

JIS C 0364-7-705(2010)	低圧電気設備－第 7-705 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－農業用及び園芸用施設	
IEC 60364-7-706(2019)	低圧電気設備－第 7-706 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－動きを制約された導電性場所	注 2
IEC 60364-7-708(2017)	低圧電気設備－第 7-708 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－キャラバンパーク、キャンピングパーク及び類似の場所	
IEC 60364-7-709(2012)	低圧電気設備－第 7-709 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－マリーナ及び類似の場所	
IEC 60364-7-711(2018)	建築電気設備 第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第 711 節：展示会、ショー及びスタンド	
IEC 60364-7-712(2017)	建築電気設備－第 7-712 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－太陽光発電システム	
IEC 60364-7-714(2011)	低圧電気設備－第 7-714 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－屋外照明設備	
IEC 60364-7-715(2011)	低圧電気設備－第 7-715 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－特別低電圧照明設備	
IEC 60364-7-718(2011)	低圧電気設備－第 7-718 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－公共施設及び作業場	
IEC 60364-7-722(2018)	低圧電気設備－第 7-722 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－電気自動車用電源	
JIS C 0364-7-740(2005)	建築電気設備－第 7-740 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－催し物会場、遊園地及び広場の建造物、娯楽装置及びブースの仮設電気設備	
IEC 60364-7-753(2014)	低圧電気設備－第 7-753 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－発熱線及び埋込形暖房設備	

備考 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。

注 1：IEC60364-7-706（2019）701.1 適用範囲のうち、キャラバン、トレーラーハウス及びシャワーコンテナ等の移動可能な用途における固定電気設備については除く。

注 2：IEC60364-7-706（2019）における次の項は、218-1 表に掲げる他の規格に同じ内容が規定されていることから適用しなくてよい。

706.410.3.1.6

706.411

706.412

706.413.1.2.3

706.413.5.1.1

2.2 検討結果

(1) 電技解釈第 218 条への取入れ可否の検討

a. 取入れ検討結果の概要

電技解釈第 218 条への取入れ検討を行った結果の概要を第 2.2.1 表に示す。

第 2.2.1 表 IEC 60364-5-53 に関する検討概要

箇条番号	箇条項目	取入れの対応等
531 531.1	感電保護用の機器 一般事項	感電保護用の機器に関する一般事項が追加された。このことは保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.2 531.2.1	電源の自動遮断のための 装置 一般事項	電源の自動遮断のための装置に関する一般事項が追加された。このことは保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.2.2 531.2.2.1	過電流保護器 TN 系統	改正後は、TN 系統の過電流保護器の特性が具体的に規定された。このことは保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.2.2.2	TT 系統	改正後は、TT 系統の過電流保護器の特性が追加された。このことは保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.2.2.3	IT 系統	改正後は、IT 系統の過電流保護器の特性が具体的に規定された。このことは保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.2.3 531.2.3.1	漏電遮断器 設備の一般条件	漏電遮断器に関し記載方法が性能要件から適用する機器の種類（製品規格）に変更された。このことは保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.2.3.2	不必要な回路の引外し	不必要な回路の引外しの規定が追加された。このことは保安レベルを向上させるので整合している。可とした。
531.2.3.3	RCD の種類	「RCD の種類の選定」が追加された。このことは保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.2.3.4	設備への利用に応じた選 定	保護器の選定に関し、補助電源の有無による方法から、使用者の能力及び直流での適用に基づく方法に変更された。このことは保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.2.3.5	系統接地の種類に従った RCD の選定	改正後は、系統接地の種類に従った RCD の選定の詳細が追加された。このことは保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.3	二重絶縁又は強化絶縁に よる保護装置	新たに「二重絶縁又は強化絶縁による保護装置」が追加された。このことは、保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。

箇条番号	箇条項目	取入れの対応等
531.3.1	一般事項	二重絶縁又は強化絶縁による保護装置に関する一般事項が追加された。このことは、保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.3.2 ～531.3.6		531.3.1 の c) 及び d) の対象となる機器の絶縁エンクロージャに関する性能の規定が追加された。このことは、保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.4	電氣的分離による保護のための機器	電氣的分離による保護のための機器に関する規定が追加された。このことは、保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.5 531.5.1	SELV 又は PELV による特別低電圧による保護のための機器 SELV 又は PELV システム用電源	SELV 又は PELV による特別低電圧による保護のための機器に関する規定が追加された。このことは、保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.6	追加保護のための機器	追加保護のための機器に関する規定が追加された。このことは、保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。
531.7	監視装置	監視装置に関する規定が追加された。このことは、保安レベルを下げるものではないので整合している。可とした。

b. 取り入れ検討結果のまとめ

今回対象となった 1 規格の取入れ検討結果を第 2.2.2 表に示す。

第 2.2.2 表 取入れ検討結果

規格番号 IEC 60364-	規格のタイトル (箇条のタイトル)	取入れ検討対象部分の規定概要	取入れ 可 否
5-53	電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	今回の検討箇条は 531 感電保護用の機器	可 ただし、 532.2, 534 を除く

(2) 電技解釈逐条解説案

(1) での検討結果により取入れ可とした規格について逐条解説を作成した。

(3) 用語の検討

(1) での検討結果により取入れ可とした規格 (IEC 60364-5-53) について、検討対象となる用語はなかった。

(4) JIS 化原案検討

a. 取入れ検討結果の概要

JIS 化原案の取入れ検討結果を第 2.2.3～2.2.5 表に示す。

第 2.2.3 表 IEC60364-4-41 感電保護 対応 JIS 化原案の取入れ検討結果

項 目			IDT MOD	本文引用箇所	取入れ検討	
					可／否	理由等
本 文			IDT	—	可	IDT のため
本文引用 JIS	JIS C 0364-7 規格群	-701	IDT	410.3.2	可	IDT のため
		-702	IDT	410.3.4		
		-703	IDT	412.1.1		
		-704	IDT	415		
		-705	IDT			検討対象外 本文に引用されていないため
		-706				
		-708				
		-709				
		-711				
		-712				
		-713				
		-714				
		-715				
		-717				
		-740	MOD			
		-753	IDT			
	JIS C 0366		IDT	414.1.1	可	IDT のため
	JIS C 8461 規格群	-1	MOD	412.2.4.1 JIS C 8461(規格群)に 適合する電気絶縁特性 を有する電線管	可	電氣的絶縁性は IDT (資料 1 参照)。
		-21 -22 -23			可	電氣的絶縁性は, JIS C 8461-1 を引用。
	JIS C 8471 規格群	-1	MOD	412.2.4.1 JIS C 8471(規格群)に 適合する電気絶縁特性 を有するトランキング 又はダクト	可	電氣的絶縁性は IDT (資料 1 参照)。
		-2-1			可	電氣的絶縁性は JIS C 8471-1 を引用。
		-3-1	NEQ		検討対象外	金属製の製品規格であり電 気絶縁に関する性能等の項 目なし。
	JIS C 60364-5-52		IDT	412.2.4.1	可	IDT のため
	JIS C 60364-5-54		IDT	411.3.1.1 411.4.3	可	IDT のため
	JIS C 60364-6		IDT	412.1.2	可	IDT のため
	JIS C 61558-2-6		MOD	414.3.1 SELV 及び PELV シス テムの安全絶縁変圧器 は JIS C 61558-2-6 に よる。	可	電技解釈第 183 条に適用さ れている(資料1 参照)。

第 2.2.4 表 IEC60364-4-42 熱の影響に対する保護 対応 JIS 化原案の取入れ検討結果

項 目			IDT MOD	本文引用箇所	取入れ検討	
					可／否	理由等
本 文			IDT	—	可 (ただし, 422 を除く。)	IDT のため
本文引用 JIS	JIS C 3665 規格群	-1-1 -1-2 -1-3	IDT	422.3.4	検討対象外	本文引用箇所が取入れ否の 項目であるため
	JIS C 8105-2-24		MOD	422.3.8		
	JIS C 8461 規格群	-1 -21 -22 -23	IDT	422.3.4		
	JIS C 8471-1		MOD			
	JIS C 8473		MOD	422.2.1 422.3.4		
	JIS C 60364-4-41		IDT	422.3.9 422.3.11		
	JIS C 60364-5-51		IDT	422.2 422.3 422.4 422.5		

第 2.2.5 表 IEC60364-4-44 妨害電圧及び電磁妨害に対する保護 対応 JIS 化原案の取入れ検討結果

項 目			IDT MOD	本文引用箇所	取入れ検討	
					可／否	理由等
本 文			MOD	—	可 (ただし, 443, 444 及び 445 は除く。)	資料-1 による
本文引用 JIS	JIS C 5381 規格群	-11	IDT	443.3.4	検討対象外	本文引用箇所が取入れ否 の項目であるため
		-12	IDT			
		-21	IDT			
		-22	IDT	443.1		
		-31	IDT			
		-32	MOD			
		-311	IDT			
		-312				
		-321				
		-331				
		-341				
		-351				
		-352				
	JIS C 5381-11		IDT	443.3.4		
	JIS C 5381-22		IDT	443.1		
	JIS C 6950-1		MOD	444.4.9		
	JIS C 60364-1		IDT	444.3		
	JIS C 60364-4-41		IDT	442.1.2	可	IDT のため
	JIS C 60664-1		IDT	443.3.6 443.6.1		

JIS C 61000 規格群	-3-2	MOD	443.6.1	検討対象外	本文引用箇所が取入れ否 の項目であるため		
	-3-100	NEQ	444.4				
	-4-2 -4-3 -4-4 -4-5 -4-6 -4-7 -4-8 -4-11 -4-16	IDT					
	-4-20	MOD					
	-4-22 -4-34 -6-1 -6-2 -6-7	IDT					
	JIS C 61558-2-1					MOD	444.4.9 444.4.10
	JIS C 61558-2-4					MOD	444.4.9 444.4.10
	JIS C 61558-2-6					MOD	444.4.9 444.4.10
	JIS Z 9290-1					IDT	
	JIS Z 9290-3					MOD	444.4.2
	JIS Z 9290-4					IDT	444.4.2

b. 取入れ検討結果のまとめ

今回対象となった3つのJIS規格の取入れ検討結果のまとめを第2.2.6表に示す。

第2.2.6表 取入れ検討結果のまとめ

規格番号 JIS C 60364-	規格のタイトル (箇条のタイトル)	取入れ検討対象部分の IEC との差異等		取入れ 可 否
4-41	安全保護—感電保護	本 文	IDT	可
		本文引用 JIS	① JIS C 8461-1 ② JIS C 8471-1 ③ JIS C 61558-2-6	
4-42	安全保護—熱の影響 に対する保護	本 文	IDT	可 ただし、 422 は除 く。
		本文引用 JIS	本文引用 JIS は全て、電技解釈第 218 条の 適用除外項目での引用であり、検討対象 JIS はない。	
4-44	安全保護—妨害電圧 及び電磁妨害に対す る保護	本 文	MOD。ただし、MOD の箇所は、電技解釈第 218 条の適用除外項目である。	可 ただし、 443, 444 及び 445 は除く。
		本文引用 JIS	JIS C 60364-4-41 は、IDT。それ以外の本文 引用 JIS は全て、電技解釈第 218 条の適用 除外項目での引用であり、検討対象 JIS はな い。	

(5) 電技解釈第 218 条の見直し提案

a. 218-1 表の見直し提案

2.2 項の検討結果を踏まえ、過年度の取入れ検討結果も含めた電技解釈第 218 条の 218-1 表の改正案を第 2.2.7 表に示す。本年度取入れを提案する規格については、 を付している。

IEC 規格及びその対応する JIS が存在する場合の規格番号は、JIS のみを示すこととした。

なお、本改正提案のうち、JIS C 60364-4-41, 42 及び 44 に関しては、2022 年 3 月の改正予定で議論が進められている「改正案」に基づき検討を行ったものである。したがって、電技解釈第 218 条の 218-1 表の改正に当たっては、JIS C 60364-4-41, 42 及び 44 が「改正 JIS」として発効された時点において、改正案と改正 JIS が、内容的に相違のないことを確認する必要がある。

第 2.2.7 表 電技解釈第 218 条の 218-1 表(案)

規格番号 (制定年)	規 格 名	備考
JIS C 60364-1(2010)	低圧電気設備—第 1 部：基本的原則、一般特性の評価及び用語の定義	132.4, 313.2, 33.2, 35 を除く。
JIS C 60364-4-41 (202×)	低圧電気設備—第 4-41 部：安全保護—感電保護	
JIS C 60364-4-42 (202×)	低圧電気設備—第 4-42 部：安全保護—熱の影響に対する保護	422 を除く。
JIS C 60364-4-43 (2011)	低圧電気設備—第 4-43 部：安全保護—過電流保護	
JIS C 60364-4-44 (202×)	低圧電気設備—第 4-44 部：安全保護—妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	443, 444, 445 を除く。
JIS C 60364-5-51 (2010)	低圧電気設備—第 5-51 部：電気機器の選定及び施工—一般事項	
IEC 60364-5-52 (2009)	低圧電気設備—第 5-52 部：電気機器の選定及び施工—配線設備	526.3 を除く。
<u>IEC 60364-5-53 (2020)</u>	低圧電気設備—第 5-53 部：電気機器の選定及び施工—安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	532.2, 534 を除く。
IEC 60364-5-54 (2011)	低圧電気設備—第 5-54 部：電気機器の選定及び施工—接地設備及び保護導体	
IEC 60364-5-55 (2016)	建築電気設備—第 5-55 部：電気機器の選定及び施工—その他の機器	
IEC 60364-6 (2016)	低圧電気設備—第 6 部：検証	
IEC 60364-7-701(2019)	低圧電気設備—第 7-701 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—バス又はシャワーのある場所	注 1
IEC 60364-7-702(2010)	低圧電気設備—第 7-702 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—水泳プール及び噴水	
JIS C 0364-7-703(2008)	建築電気設備—第 7-703 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—サウナヒータのある部屋及び小屋	
IEC 60364-7-704(2017)	低圧電気設備—第 7-704 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—建設現場及び解体現場における設備	
JIS C 0364-7-705(2010)	低圧電気設備—第 7-705 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—農業用及び園芸用施設	
IEC 60364-7-706(2019)	低圧電気設備—第 7-706 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—動きを制約された導電性場所	注 2
IEC 60364-7-708(2017)	低圧電気設備—第 7-708 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—キャラバンパーク、キャンピングパーク及び類似の場所	
IEC 60364-7-709(2012)	低圧電気設備—第 7-709 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—マリナー及び類似の場所	

IEC 60364-7-711(2018)	建築電気設備 第 7 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第 711 節：展示会、ショー及びスタンド	
IEC 60364-7-712(2017)	建築電気設備－第 7-712 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－太陽光発電システム	
IEC 60364-7-714(2011)	低圧電気設備－第 7-714 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－屋外照明設備	
IEC 60364-7-715(2011)	低圧電気設備－第 7-715 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－特別低電圧照明設備	
IEC 60364-7-718(2011)	低圧電気設備－第 7-718 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－公共施設及び作業場	
IEC 60364-7-722(2018)	低圧電気設備－第 7-722 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－電気自動車用電源	
JIS C 0364-7-740(2005)	建築電気設備－第 7-740 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－催し物会場、遊園地及び広場の建造物、娯楽装置及びブースの仮設電気設備	
IEC 60364-7-753(2014)	低圧電気設備－第 7-753 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－発熱線及び埋込形暖房設備	

備考 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。

注 1：IEC60364-7-706（2019）701.1 適用範囲のうち、キャラバン、トレーラーハウス及びシャワーコンテナ等の移動可能な用途における固定電気設備については除く。

注 2：IEC60364-7-706（2019）における次の項は、218-1 表に掲げる他の規格に同じ内容が規定されていることから適用しなくてよい。

706.410.3.1.6

706.411

706.412

706.413.1.2.3

706.413.5.1.1

[適用除外される IEC 60364]

取入れ検討の結果、以下の規格を適用除外とした。

(1) 保安レベルを下げるとして適用除外した規格

- 1) IEC 60364-5-52（電気機器の選定及び施工－配線設備）のうち
526.3（接続部への接近）

(2) 電気設備の技術基準の範囲外等の理由から取入れを見送った規格

- 1) IEC 60364-1（基本的原則）のうち
33.2（電磁両立性）
- 2) IEC 60364-4-44（安全保護-妨害電圧及び電磁妨害に対する保護）のうち
443（大気現象又は開閉による過電圧に対する保護）
444（電磁的影響に対する手段）
444.6（回路の電磁的隔離）
445（不足電圧保護）

- 3) IEC 60364-5-53 (電気機器の選定及び施工-安全保護, 断路, 開閉, 制御及び監視のための機器) のうち
 - 534 (過渡過電圧保護装置)
 - 4) IEC 60364-7-710 (特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-医用場所)
 - 5) IEC 60364-7-717 (特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-移動形又は運搬可能形ユニット)
- (3) 他法令の適用を受ける規定内容として適用除外した規格
- 1) IEC 60364-1 (基本的原則) のうち
 - 132.4 (安全設備用電気供給設備又は予備電力供給設備)
 - 313.2 (安全設備用電力供給及び予備系統)
 - 35 (安全設備)
 - 2) IEC 60364-4-42 (安全保護-熱の影響に対する保護) のうち
 - 422 (特別な火災の危険がある場所の予防手段)
 - 3) IEC 60364-5-53 (電気機器の選定及び施工 — 安全保護, 断路, 開閉, 制御及び監視のための機器) のうち
 - 532.2 (火災の特別な危険のある場所)
 - 4) IEC 60364-5-56 (電気機器の選定及び施工-安全設備)
 - 5) IEC 60364-7-713 (特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-家具)
 - 6) IEC 60364-7-721 (特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-キャラバン及びモータキャラバンの電気設備)
 - 7) IEC 60364-7-729 (特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-操作又は保守用通路)
 - 8) IEC 60364-8-1 (エネルギー効率)
 - 9) IEC 60364-8-2 (プロシユーマの低圧電気設備)

あとがき

低圧電気設備に関する国際規格である IEC 60364 は、平成 11 年 11 月に電技解釈第 272 条（現電技解釈第 218 条）として一括して取り入れがなされた。続いて、平成 22 年 1 月には、高圧・特別高圧に関する国際規格である IEC 61936-1 が、電技解釈第 272 条の 2（現電技解釈第 219 条）として取り入れが図られた。これによって、電気設備技術基準国際化調査委員会の設置目的である電技解釈の国際整合化については、一応の成果を収めることができた。

以降、IEC 60364 規格群は、低圧電気設備の多様化や分散電源の普及の影響により、IEC/TC64 において制定並びに改定作業が逐次進められており、当委員会でも継続的にそのフォローを行っているところである。

今後の方向性としては、以下のように、当委員会において、IEC/TC64 による規格の制定・改正に対する継続的なフォローを行っていくと共に、IEC 60364 の JIS 化や普及活動等について官民共同の対応が望まれるところである。

1. IEC 60364 の制定・改正への対応

IEC/TC64 によって IEC 60364 の規格が制定・改定された場合には、電技解釈への取り入れについてフォローしていく必要がある。

2. IEC 60364 の JIS 化

現状、近年制定並びに改定された IEC 60364 規格群は、英語版、仏語版のみであり、わが国での適用にあたって理解しにくい面がある。電技の国際化整合の普及の観点も含めこれらの規格について JIS 化を図り、日本語版として発行されることが望ましく、JIS 化後に速やかに技術基準への取り込み検討を実施していくことが求められる。

令和 4 年 1 月
一般社団法人 日本電気協会

資 料 編

・ 資料-1：対応JIS化原案の取入れ検討.....	26
----------------------------	----

引用規格

JIS C 60364-4-41

JIS C 8461-1 電線管システムー第1部：通則				
(I)JIS の規定		(IV)JIS と国際規格との技術的差異の項目毎の評価及びその内容		取入れ可否の理由等
項 目	内 容	評 価	技術的差異の内容	
5 試験に関する一般注意事項	5.4 試料の処理について規定	変更	国内では、前処理を行わないで試験を行っている場合があることから、性能を満足する場合は、前処理を省略できることとした。	引用内容の電気絶縁性能は、11.(電気的特性)の 11.1 項(電気的要求事項)に規定されている。 同項の内容は IDT となっている。
10 機械的特性	10.7.1 引張試験について規定	追加	試料の最低長さを追記した。	
13 火災の危険	13.1.3.2.1 火災の延焼への耐性試験について規定	変更	電線管外径の区分を修正した。	
14 外的影響	14.2.1 表 10 耐食性について規定	変更	シェラダイジング、熔融亜鉛めっきのものでも分類2 (中保護) のものもあるため、追加したもので、実質的な差異はない	
	14.2.2.2 耐食性試験について規定	変更	耐食性試験の前処理に用いる溶剤について、日本国内で実勢のあるものを追加したもので、実質的な差異はない。	
		追加	亜鉛めっきによる保護に対する耐食性試験方法について、日本国内で実績のある硝酸銅試験 (14.2.2.3) を適用することとした。 浸せき回数及び試験に用いる鉛筆の要件並びに評価基準を追加した。	
	14.2.2.3 耐食性試験の前処理について規定	追加	耐食性試験の前処理に用いる溶剤について、日本国内で実績のあるものを追加した。実質的な差異はない。	

JIS C 8471-1 電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングー第1部：一般要求事項				
(I)JISの規定		(IV)JISと国際規格との技術的差異の項目毎の評価及びその内容		取入れ可否の理由等
項 目	内 容	評 価	技術的差異の内容	
13 外部の影響	耐腐食性試験 (JISC8461-1に準拠)	MOD/ 追加	IECでは検討中であるが、分類上、類似用途の電源管システムの規格に規定されている耐腐食性試験方法を追加した。	引用内容の電気絶縁性能は、12.(電気的特性)の12.3項(電気的絶縁性をもつシステムに対する電気的絶縁強度及び絶縁抵抗試験)に規定されている。 同項の内容はIDTとなっている。

JIS C 61588-2-6 入力電圧1100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性ー第2-6部：安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験				
(I)JISの規定		(IV)JISと国際規格との技術的差異の項目毎の評価及びその内容		取入れ可否の理由等
項 目	内 容	評 価	技術的差異の内容	
12 無負荷出力電圧	無負荷時の出力電圧	追加	単に“周囲温度で試験をする”だけでは、分かりにくいので、明確にした。 適否を判断する段落の修正及び移動は、第2部の規格群の内容を合わせたことによる。	感電保護方法としてのSELV及びPELVシステムの安全絶縁変圧器は、IEC 61558-2-6としている。 SELVシステムはIEC 60364-7-715(特別低電圧照明設備)にも引用されている。 同IEC規格は、電技解釈第183条(特別低電圧照明回路の施設)に活用されており、その回路の電源は、IEC 60364-4-41の規定を踏まえたものである。 なお、電技解釈第183条においては、安全絶縁変圧器の規格としてのIEC 61558-2-6をJIS C 61558-2-6としている。
13 2次短絡電流特性	定格2次短絡電流が表示された場合の測定方法及び許容値	追加	第1部で追加した規定を引用した。	
19.1.1 19.1.2	入出力巻線間の絶縁構造	追加	クラス0Ⅰは、クラスⅠと同レベルの要求をする。	
附属書JC (参考)	JIS C 61558-2-4及びJIS C 61558-2-6の19.1で要求する絶縁	追加	—	

JIS C 60364-4-42

検討対象規格なし

JIS C 60364-4-44

JIS C 60364-4-44 IEC 60364-4-44:2007+Amd 1:2015+Amd 2:2018 (MOD)				
(I)JIS の規定		(IV)JIS と国際規格との技術的差異の項目毎の評価及びその内容		取入れ可否の理由等
項 目	内 容	評 価	技術的差異の内容	
443 443.6.2 表 443.2	大気現象又は開閉による過渡過電圧に対する保護 機器の定格インパルス電圧及び過電圧カテゴリ 機器に必要な定格インパルス電圧	変更	設備の公称電圧として我が国で用いられる電圧を追記して明確にした。	規定の電圧階級に我が国で使用されている公称電圧を追加したもので、安全性を低下させるものではないことから、取入れ可とした。
444 444.4	電磁的影響に対する手段 電磁障害の (EMI) 低減	追加	EMC 規格の要求事項を明確にするため、JIS C 61000 規格群を追記した。	EMC 規格の要求事項の明確化のために、具体的な規格を提示したものであり、安全性を低下させるものではないことから、取入れ可とした。